

令和 7 年 7 月 1 1 日
東京二十三区清掃一部事務組合

公用車におけるNHK受信料の一部未契約について

全国の自治体で公用車のカーナビ等におけるNHK受信契約の一部未締結が報告されていることを受け、当組合においても同様の事例がないか調査を行いました。その結果、以下のとおり未契約事案があることが判明しました。

1 未契約の状況
カーナビ 6 台

2 未払金試算額
約 4 0 万円

3 原因
テレビを受信できるカーナビについて、NHK受信契約の対象であることの認識が不足していたため。

4 今後の対応
速やかにNHKと協議を進め、受信契約を締結するとともに未払い分の対応を行います。

5 再発防止策
今後、公用車を調達する場合、原則としてテレビ放送の受信機能がない機種を選択します。また、放送受信料制度に基づく適正な事務処理について、周知徹底を図ります。

問合せ
総務部総務課総務係
電話 6238-0603